

# 銀行法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

## 目次

一 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
二 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	4
三 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	8

改正案	現行
<p>（休日）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>（特定銀行代理業者の休日）</p> <p>第十六条の七（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（休日）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所の休日とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 銀行は、前項第二号に掲げる日をその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>（特定銀行代理業者の休日）</p> <p>第十六条の七（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一（略）</p>

二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定銀行代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3  
(略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 法第八条第一項及び第四項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三条第一項の規定並びに第五条第二項第三号の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による書類

二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

3  
(略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 法第八条第一項及び第四項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

の受理

六〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

六〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第八十七条の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理</p> <p>五〜八 （略）</p> <p>2〜5 （略）</p> <p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第八十七条及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理</p> <p>五〜八 （略）</p> <p>2〜5 （略）</p> <p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読</p>

用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四（略）

五 法第八十七条第二項の規定、銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十（略）

二〇五（略）

（休日）

第十二条（略）

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。

一・二（略）

三 金庫がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金

み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四（略）

五 法第八十七条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十（略）

二〇五（略）

（休日）

第十二条（略）

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。

一・二（略）

（新設）

融庁長官に届出をした日

3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が

3 金庫は、前項第二号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が

3

(略)

承認した日又は当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3

(略)

承認した日

改正案	現行
<p>（休日）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日</p> <p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p>	<p>（休日）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 信用協同組合等は、前項第二号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p>

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3

(略)

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限る、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

3

(略)

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限る、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自

ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第七条の二の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第四  
第二項第三号の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一  
項及び第二項の規定による書類の受理

五〇八 (略)

2・3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項におい  
て準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をい  
う。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において準  
用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合  
代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定する信用組  
合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業  
所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の  
所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区  
域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし  
、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを  
妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定、銀行法第五十二条の三十九、第五  
十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六  
十一第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号の規定による届

ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第七条の二及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受  
理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受  
理

五〇八 (略)

2・3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項におい  
て準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をい  
う。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読  
み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信  
用協同組合代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定  
する信用組合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の  
主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」  
という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支  
局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任す  
る。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら  
行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、  
第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条  
の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条

出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)